## 補助金等取扱基準

補助金等の名称	農業近代化資金等融資利子補給事業補助金
補助事業等の 目標	農業者等の農業経営の近代化を推進するに必要な生産施設等の整備拡充を図る。
補助事業等の 対象者	農業近代化資金融資利子補給金交付要綱(昭和36年8月31日長野県告示第421号)に基づき農業協同組合等から融資を受けた農業者等又は融資を 行った金融機関
補助対象経費	農業近代化資金の融資を受けた農業者等の支払利子。
補助金等の額 及びその算定 方法又は補助率	県の農業近代化資金融資運営要領(平成 14 年 11 月 14 日農政第 457 号)第 3 に定める上乗せ利子補給率及び負担割合で算定した額 【補助額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】
補助事業等の 評価	補助事業者からの補給金交付申請書、融資利子補給金計算書及び融資事業成績書を基に、担当部署により補助事業の効果を評価する。
補助事業等の 開始時期	平成4年12月3日
補助事業等の 終了時期	平成 年 月 日  【終期が3年を超える場合の理由】  営農の近代化を継続して推進するため。
Art +17 0	
情報の	補助事業件数、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページにて公
公表の方法等	表する。
その他	利子補給期間は長野県農業近代化資金融資利子補給金交付要綱第4のと おりとする。 補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を正副2部、1月 20日までに市長に提出しなければならない。
提出書類	(1)農業近代化資金融資利子補給金交付申請書(様式第2号-1) (2)農業近代化資金融資利子補給金計算書 (3)農業近代化資金融資事業成績書

	(4)県知事発行の農業近代化資金融資利子補給対象承認書の写し
	諏訪市補助金等交付規則に定める様式は除く。
担当部署	諏訪市 経済部 農林課 農業振興係

平成24年4月1日 一部改正